

富士市ブランドメッセージ大作戦の推進に係る
オリジナルロゴマークの作成及び使用に関する基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、地域参画総量を増やし、「いただきへの、はじまり 富士市」を目指す活動戦略である富士市ブランドメッセージ大作戦に基づき、富士市が提供するブランドメッセージ・魅力発信ロゴマーク（ブランド）を用いて、本市の魅力発信を促進するに当たり、オリジナルロゴマークの作成及び使用について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 オリジナルロゴマークの作成及び使用許可の申請を行うことができるものは、富士市ブランドメッセージ大作戦の趣旨に賛同する法人又は団体とする。

（作成及び使用許可の申請）

第3条 オリジナルロゴマークの作成及び使用を希望するものは、オリジナルロゴマーク作成及び使用許可申請書（様式第4号）を富士市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- 2 一つの法人又は団体が作成及び使用できるオリジナルロゴマークの種類は1種類とする。ただし、2種類以上のオリジナルロゴマークを作成及び使用することに相当の理由があると市長が認めるものについては、この限りでない。

（オリジナルロゴマークの付与及び使用の許可）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請について適当と認めたときは、オリジナルロゴマークの付与及び使用の許可を決定し、オリジナルロゴマーク決定通知兼使用許可書（様式第5号）を当該申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、オリジナルロゴマークの付与及び使用に関し、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（作成及び使用許可の制限）

第5条 市長は、オリジナルロゴマークの作成又は使用が次の各号の一に該当する場合は、ロゴマークを付与せず、又は使用を許可しない。

- （1）選挙活動又は宗教活動に使用するとき。
- （2）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- （3）その他市長が適当でないとき。

（遵守事項）

第6条 オリジナルロゴマークの付与及び使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、下記の各号を遵守するものとする。

- （1）デザイン及びコピー等を改変しないこと。
- （2）オリジナルロゴマークを活用して作成した製作物を商標登録しないこと。

（他の法人又は団体に既に付与されたロゴマークの使用）

第7条 他の法人又は団体に既に付与されたオリジナルロゴマークの使用を希望するものは、使用者と協議を行った上、オリジナルロゴマーク作成及び使用許可申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請について適当と認めたときは、オリジナルロゴマーク

使用の許可を決定し、オリジナルロゴマーク決定通知兼使用許可書（様式第5号）を当該申請者に交付するものとする。

（使用状況報告）

第8条 使用者は、オリジナルロゴマークの使用状況について、ロゴマーク使用状況報告書（様式第3号）により、適宜市長に報告するものとする。

（使用許可の取消）

第9条 市長はオリジナルロゴマークの使用に関して、不適切な使用を行っていると判断する場合は使用許可を取り消すことができる。

（作成料及び使用料）

第10条 オリジナルロゴマークのデータに係る作成料及び使用料は無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第11条 オリジナルロゴマークを活用して作成した製作物の使用に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第12条 この基準に定めるもののほか、オリジナルロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この基準は平成30年4月1日から施行する。